

企業立地にかかる支援メニュー

名寄市では、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、企業立地促進条例に基づく助成金や固定資産税の優遇制度を用意しています。

また、令和4年4月に同条例を改正し、時代に即した新たな視点に立って見直しを行いました。より充実した優遇制度で企業活動をサポートいたします。

幅広い業種を対象としていますので、対象業種については産業振興課にご確認ください。支援内容は次のとおりです。

【施設整備助成】

助成の種類	新設、移転又は増設のための投資額が 2,500万円以上	
		新たに5名以上の常時雇用者 が増加
事業所設置助成	補助率 30% 限度額 2,000万円	補助率 30% 限度額 5,000万円
用地取得助成	補助率 30% 限度額 2,000万円	補助率 30% 限度額 4,000万円
環境施設整備助成	補助率 30% 限度額 100万円	—

※ 用地取得助成については、用地取得に係る契約締結の日から3年以内に事業所の操業を開始した者に限る

※ 国及び北海道等の補助を受ける場合については、投資額、事業費から補助金を除いた額に市の補助率を乗じた額

【事業所賃借料助成】

対象要件：事業所に在住する常時雇用者数が5人以上で、事業所の面積が80㎡以上

補助率：50%

限度額：500万円/年（2年間）

【雇用奨励助成】

対象要件：新設、移転又は増設のための投資額が2,500万円以上

補助額：新たに採用した常時雇用者数×30万円（2年間）

【課税の免除】

優遇措置：固定資産税の免除（3年間）

対象業種：①製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿を除く）

②地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って行う事業

対象資産：①機械、装置、建物、土地

②家屋、構築物、土地

【申請フロー】



【問い合わせ先】

名寄市役所産業振興室産業振興課 名寄市大通南1丁目1番地

TEL：01654③2111 E-mail：ny-sangyo@city.nayoro.lg.jp

